



「IT重説」10月1日解禁！

遠隔地の顧客の移動や費用等の負担軽減

子息が遠方に就学するため、大学等の近くで下宿先を探した後に、地元に戻った両親が契約者として重要事項説明を受ける場合等、遠方の宅建業者を再度訪問することは、移動にかかる時間や交通費の負担が大きい。

⇒時間コストや費用コストを軽減することが可能

重説実施の日程調整の幅の拡大

仕事で平日には十分な時間が取れない、あるいは長時間家を空けることが難しい場合等、重要事項説明の日程調整が難しい。

⇒日程調整の幅を広げることが可能

IT重説のメリット

顧客がリラックスした環境下での重説実施

不動産取引に不慣れであり、宅建業者の店舗で説明を受ける際に緊張してしまう場合や重要事項説明に専門用語が含まれていて、説明内容を十分に理解できない。

⇒自宅等のリラックスできる環境での重説が可能

来店困難な場合でも本人への説明が可能

契約者本人が重要事項説明を受けることができるものの、怪我等により外出が困難な場合、代理人等により対応せざるを得ない。

⇒本人が外出できない場合でも重説が可能

※IT重説とは、インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する情報技術を活用して行う重要事項説明を言います。

10月1日より、これまで対面が必須であった重要事項説明が、パソコンやタブレット、スマートフォン等の通信機器を利用して行うことが可能になりました。不動産の賃貸取引においては、一定の要件を満たすことでIT重説を対面による宅建業法第35条の重要事項説明と同様に取り扱うものとしています。

IT重説のメリットから今後、お客様の部屋探しスタイルが変化することは間違いありません。弊社ではお客様の多様なニーズに応えるべく、10月1日より、IT重説の運用をスタートいたしました。

オーナー様におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。



参照：国土交通省 賃貸取引に係るITを活用した重要事項説明実施マニュアル概要
<http://www.mlit.go.jp/common/001202497.pdf>

お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 川崎